社団法人　日本レコード協会

「著作権等管理事業法に対する意見」

著作権等管理事業法について、以下のとおり当協会の意見を提出いたします。

記.

1. 登録事項の変更に係る届出期限の延長（法第７条第１項関係）
   - 法第７条第１項によれば、著作権等管理事業者は、登録事項に変更が生じたときは、その日から「二週間以内」にその旨を文化庁長官に届け出なければならない、と定められている。しかし、二週間とは実際には10営業日しかなく（年末年始など休日をはさむ場合にはさらに営業日が少ない）、変更に係る事項が登記事項である場合（例えば、役員の変更の場合）には管轄法務局の混雑状況等により期限内に変更登記を完了し、変更後の登記簿謄本を添付した変更届出を行うことが物理的に不可能な場合がある。
   - このように、著作権等管理事業者の責めに帰すことのできない事由により期限内に変更届を提出できない場合までを法律違反とすることは適当ではないと考える（本条違反は第32条第１号により罰則の対象にもなっている）。
   - 従って、法第７条第１項の届出期限を延長し、承継の届出（法第８条第２項）と同じく、変更の日から「三十日以内」とすることが適当と考える。

2. 定期的な見直しの実施
   - 本法は、委託者の保護と著作物等の利用の円滑化の状況に応じ、今後とも定期的な見直しを行うことが必要と考える。

以上